

令和3年8月

京丹波町介護療養型老人保健施設

入 所 案 内



京 丹 波 町

京丹波町介護療養型老人保健施設概要

運 営 方 針

要介護状態にある方等に対して、医学的管理下における看護や介護、リハビリテーションのほか、日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとします。また、居宅復帰の場合には療養環境の調整など退所時の支援も行います。

さらに、居宅で生活されている要介護者等に対しても、身体機能の維持・向上及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることで、より充実した在宅生活が送れるよう支援を行います。

サービス種別

種 別	利用できる方	サ ー ビ ス 内 容
介護保健施設サービス (入 所)	要介護 1～5 の方	施設に入所して、医学的管理下における看護、介護及び機能回復訓練その他日常生活上の世話をを行います。入所者の在宅生活に向けた支援を行います。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	要介護 1～5 の方	要介護（要支援）者に対して、短期間の入所により機能回復訓練その他日常生活上の世話等を行うことにより身体機能の向上を目指し、居宅での充実した生活を送れるよう支援するとともに、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	要支援 1～2 の方	

施設等の区分

施設等人員配置区分	介護老人保健施設 (Ⅰ) 基本型	※算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が15%未満であれば介護老人保健施設(Ⅰ)基本型、15%以上であれば介護老人保健施設(Ⅱ)療養型を算定します。
	介護老人保健施設 (Ⅱ) 療養型	

サービス内容

○機能回復訓練 ○健康管理 ○相談・援助 ○食事

○レクリエーション ○着替え、入浴、排泄等の介助

※上記のほか、日常生活を送る上で必要となる支援を行います。

利 用 料 金

介護保険給費の自己負担額は、介護保険の「負担割合証」に記載されている自己負担割合に基づき計算された金額となります。（下記は、1割負担の金額です。例えば、自己負担割合が2割負担の場合の自己負担額は、1割の場合の概ね2倍の金額になります。）

要介護度	(介護予防) 短期入所				長期入所			
	(Ⅰ) 基本型		(Ⅱ)療養型		(Ⅰ) 基本型		(Ⅱ)療養型	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
要支援1	577円	610円	581円	619円				
要支援2	721円	768円	725円	778円				
要介護1	752円	827円	788円	857円	714円	788円	739円	818円
要介護2	799円	876円	861円	941円	759円	836円	822円	900円
要介護3	861円	939円	976円	1,057円	821円	898円	935円	1,016円
要介護4	914円	991円	1,054円	1,135円	874円	949円	1,013円	1,091円
要介護5	966円	1,045円	1,131円	1,210円	925円	1,003円	1,087円	1,165円

・上記はいずれも日額です。サービスの利用状況により各種加算があるため、実際の利用料との間に差異が生じることがあります。ご了承ください。

○その他の費用（所得に応じて負担限度額が設けられています）

利用者 負担段階	所得区分		居住費		食費
			個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者等		490円	0円	300円
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税	年金収入等※ 80万円以下	490円	370円	390円 (600円)
第3段階①		年金収入等 80万円超120万円以下	1,310円	370円	650円 (1,000円)
第3段階②		年金収入等 120万円超	1,310円	370円	1,360円 (1,300円)
市町村民税課税世帯			1,668円	377円	1,445円

※公的年金収入額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額。

短期入所サービス（ショートステイ）を利用した場合、食費の負担限度額は（ ）内の金額。

市町村民税課税世帯の居住費・食費は、厚生労働大臣が定める平均的な費用の額。

・上記のほか、行事食やレクリエーション等に係る実費分、電気器具使用料、テレビの視聴費用等が必要になります。

・居住費及び食費の金額はいずれも日額です。上記に関して、ご不明な点は、当施設相談窓口へお問い合わせください。

入所等に関する相談窓口

○当施設のサービス利用をご希望の方は、相談窓口までご相談ください。

相談窓口担当：支援相談員（個人情報厳正に取り扱います。）

相談時間：月～金 午前8時30分～午後5時15分

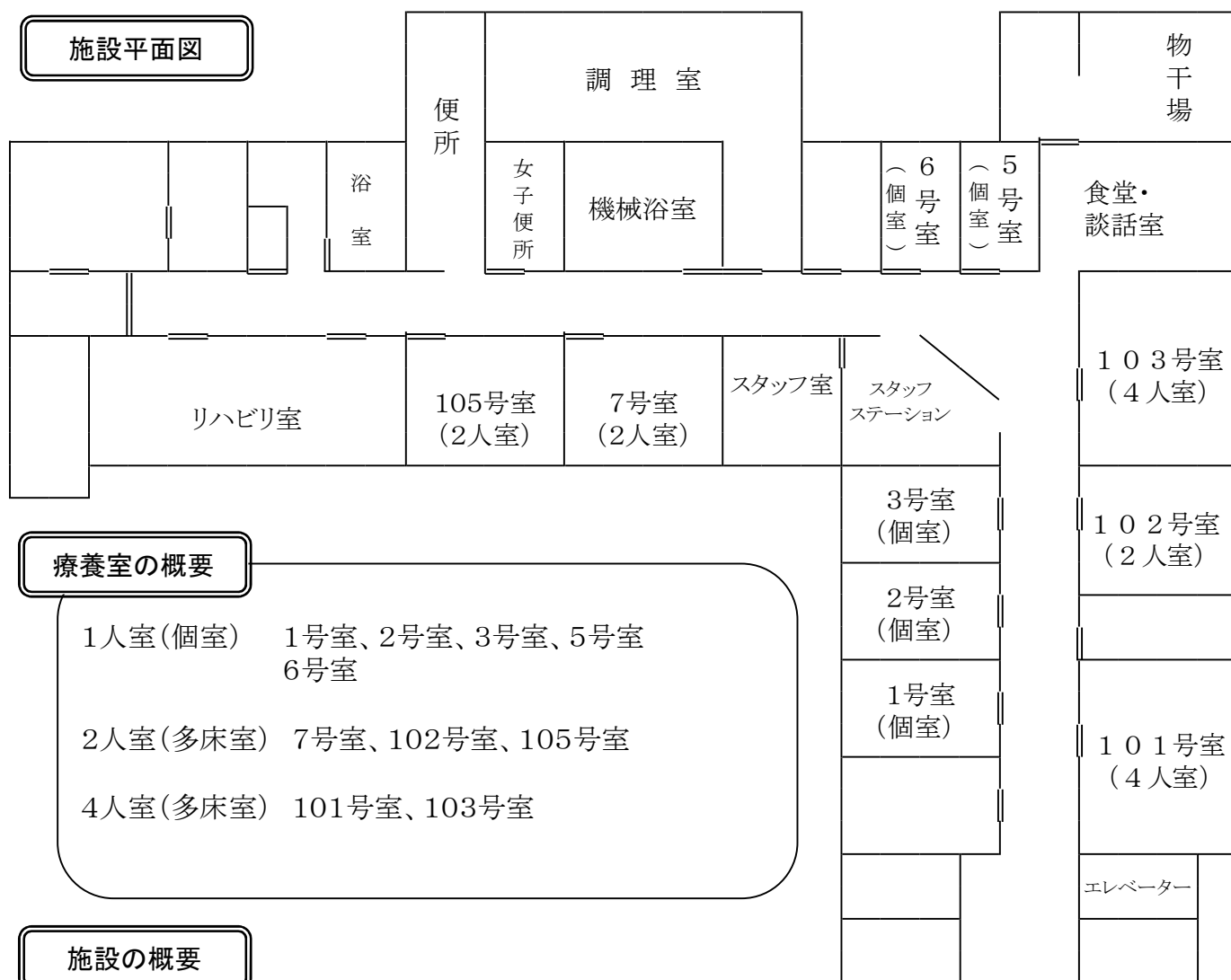
※祝日等は対応できないことがあります。ご了承ください。

連絡先：電話0771-84-1112

○下記の事業所等にご相談していただくこともできます。

・現在介護保険のサービス利用をされている方 居宅介護支援事業所

・現在入院中の方 入院されている病院、診療所等



○所在地 京都府船井郡京丹波町本庄今福5番地(国保京丹波町病院和知診療所2階)

電話 0771-84-1112

FAX 0771-84-1160

○敷地面積 1352.45㎡

○建物 鉄筋コンクリート2階建2階部分(耐火建築)

○延べ床面積 659.9㎡

○利用定員 19名

アクセス

○車でお越しの場合

京都縦貫自動車道丹波IC下りて国道27号線方面へ約20分

和知IC下りて京都方面へ約10分

○電車でお越しの場合

JR和知駅下車 徒歩約5分

